

高齢者虐待防止指針

訪問看護ステーションあゆーす

1. 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

2. 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

- (1) 身体的虐待：暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- (4) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記の(1)に掲げる役割を果たすため、虐待防止委員会を設置する。

(1) 委員会の役割

- ①虐待防止のための指針や体制等の整備
- ②虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- ③虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- ④虐待が発生した場合の対応
- ⑤虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 構成員

参加職種・人数に決まりはないが、虐待防止担当者は必須。

(3) 委員会の開催頻度と記録

①委員会は年1回開催する。

②虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。

③委員会の会議内容を記録する。

虐待防止委員会と身体拘束等適正化検討委員会は、それぞれの要件を満たす内容が検討できる場合は、一体的に設置運営しても良い。

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修は、職員に対しての虐待防止に関する基礎的内容と適切な知識の普及・啓発とともに、事業所における虐待防止の徹底を図ることを目的とする。

(1) 定期的な研修の実施（年1回以上）

(2) 新規採用時の研修を実施

(3) 研修内容については実施内容、日程、参加者等を記録し保管する

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。

(2) 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

(3) 虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。

(4) 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者とする。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3) 対応の結果は相談者に報告する。

8. 成年後見制度の利用支援

判断能力の不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見制度について利用者やその家族に情報提供を行うとともに、行政機関等の適切な相談窓口の案内を行うなど、成年後見制度の利用を支援する。

9. 当指針の閲覧

当指針は、利用者及びその家族がいつでも閲覧できるように、ホームページに公表する。

10. その他

高齢者虐待防止等のための内部研修や外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

本指針は、2024 年 4 月 1 日より施行する。